

御浜町多目的交流施設（農産物直売所）出荷者募集要項

1. 出荷者の要件

- (1) 御浜町内在住者

2. 販売できる品目

- (1) 出荷者自らで栽培した野菜類、果実類、穀類、花類、苗類等の農産物および椎茸等の林産物、並びに採取した山菜など（採取したキノコは販売不可）
- (2) 出荷者自らで養鶏した卵、魚、養殖した魚類、採取した蜂蜜
- (3) 保健所の許可を受けた施設において、出荷者自らで製造した味噌、漬物、惣菜、菓子、乾物等の農産物加工品
- (4) 出荷者自らで栽培した農産物を主原料として、保健所の許可を受けた施設を所有する他社に製造を委託した加工品
- (5) 出荷者自らで制作した陶芸、木工、手芸等の工芸品
- (6) その他運営上、特に必要と認めたもの

3. 委託販売方法

- (1) 農産物直売所が販売の委託を受ける、委託販売方式とします。
- (2) 出荷者は、品目ごとに市場価格、荷姿、量目等を考慮して出荷し、農産物直売所の指示に従って店内に陳列します。
- (3) 出荷者は、農産物直売所の判断で品質不良品及び鮮度低下品を撤去することや、陳列を修正し並び替えることを認めるものとします
- (4) 農産物直売所での委託販売品は、一部を除き、当日持込の当日持帰り、とします。ここでいう一部とは、日持ちのする農林水産物、消費期限（または賞味期限）が2日以上加工品とし、販売期間については、下記のとおりとします。

果実類：出荷日より5日間

畜産物（肉・卵）：ラベルの表示通り

水産物：ラベルの表示通り

加工品：賞味期限が3日未満のものは賞味期限当日

賞味期限が4日以上、1週間未満のものは賞味期限の前日

賞味期限が1週間以上、1か月未満のものは賞味期限の3日前

賞味期限が1か月以上のものは賞味期限の7日前

花卉類：出荷から三日間

米：精米日を明記し、精米日から1か月間

4. 委託販売手数料

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 野菜・果実・切花・林産物・採取の山菜 | : 販売価格の15% |
| (2) 花木・鉢花・苗もの | : 販売価格の20% |
| (3) 農産物加工品（味噌・漬物類・惣菜類・乾物類） | : 販売価格の20% |
| (4) 穀類 | : 販売価格の15% |
| (5) 乳製品・肉類・魚類・蜂蜜・その他加工品 | : 販売価格の20% |
| (6) 工芸品・民芸品・手芸品 | : 販売価格の20% |

5. 委託販売金の精算

- (1) 委託販売金の売上金の精算はレジの売上管理データを基に行うものとします。
- (2) 委託販売品の売上金の精算は、毎月末締め翌月20日振込みとし、委託販売手数料及びバーコードラベル代等を控除の上、振込みをもって行うものとします（振込当日が休日の場合、翌営業日とします。）
- (3) 振込み指定口座は、三重南紀農業協同組合のみとします。

6. 販売価格

- (1) 販売価格は、出荷者自らで決定するものとし、専用のバーコードラベルを貼付して表示します。商品にすでにバーコード（JANコード）が印刷されている商品に関しても、同様にバーコードラベルを貼付しなければいけません。
- (2) 消費税の取扱いは、内税方式といたします。
- (3) 表示価格が市場価格等と比較して著しく均衡を欠く場合には、出荷者に対して販売価格の是正を求めることがあります。

7. 商品の搬入・搬出・売れ残り品の取扱い

- (1) 基本搬入時間：午前7時30分から午前9時まで
（追加搬入は、午前10時から午後2時まで随時可能）
- (2) 基本搬出時間：午後3時30分から午後4時30分まで
- (3) 販売品の搬入の際は、専用のバーコードラベルを必ず貼付し、農産物直売所の指示に従って、決められた場所に出荷者自らで陳列します。
- (4) 販売品の搬入・搬出の際は、必ず、「会員名札」を着用して下さい。
- (5) 基本搬入時間終了後も台下に置かれたままのものは、一旦、レジ裏に引き上げます。
- (6) 当日の売れ残り品は、日持ちのする農産物や賞味期限の残存日数が2日以上加工品を除き、当日に持ち帰りいただきます。

- (7) 搬入後、従業員ですべての商品の品質・鮮度を確認。出荷者が販売可能と判断したものでも、従業員が不適と認めたものについては、レジ裏に引き上げます。
- (8) 引き上げたものは、搬出時に持ち帰りいただきます。引き取られず、農林水産物直売所で処分した場合は、処分料を徴収することがあります。

8. 農産物の生産出荷（花類および苗類以外）

- (1) 農産物の出荷にあたっては、安全性・良品質・新鮮さに重点を置き、消費者に喜ばれる農作物作りに努めてください。
- (2) 農産物は自身の栽培品のみを出荷することとし、横流し品、他者からの依頼品、仕入れ品の出荷は厳禁します（横流し品とは、他の店で出荷していた商品とその店舗から引き上げて持ち込むものをいいます。）
- (3) 鮮度の低下しやすい農産物においては、袋に入れるなどして鮮度管理に努めて下さい。
- (4) 出荷者同士のトラブルを防ぐため、他の会員の出荷済みの商品を勝手に移動させることは厳禁します。

1 2. 花類及び苗類の生産出荷

- (1) 出荷者は、花類および苗類を出荷する場合、自身の栽培するもののみとします。横流し品・依頼品の出荷は厳禁します。
- (2) 出荷した花類及び苗類の鮮度管理、水管理は出荷者自身で配慮して下さい。従業員が補助的に水管理を行う場合もありますが、それらの責任を負うものではありません。
- (3) 花類、苗類の出荷数量は、他の出荷者の状況を見て、農林水産物直売所から指示することがあります。
- (4) 出荷者同士のトラブルを防ぐため、他の会員の出荷済みの商品を勝手に移動させることは厳禁します。

9. 加工品の製造出荷

- (1) 加工品は、保健所の許可を受けた施設で製造したもので、法律で定める表示をしたものしか販売できません。
※製造と表示は、加工品の種類によって法律で細かく定められているので、必ず事前に保健所で確認してください。
- (2) 加工品の製造に際し、主原料の調達に当たっては国産品を使用してください。また、できる限り、御浜町内で調達するように努めて下さい。
- (3) 加工品を出荷する際には、下記の書類を農産物直売所に提出し、確認を受けなければいけません。

- 1) 食品営業（製造）許可書または営業報告書の写し
 - 2) 食品衛生責任者の資格を証する書類の写し
 - 3) 製造物責任保険（PL保険）の写し
 - 4) 食品表示（名称、原材料名、内容量等）が明記された加工品の現物と写真
- (4) 食品の表示は、JAS法による表示のほか、食品衛生法に基づく期限表示やアレルギー表示、計量法に基づく表示等に沿って表示するものとします。また、表示ラベルは、出荷者が責任を持って作成し、貼り付けることとします。
- (5) その他、加工品の製造にあたっては、食品衛生管理に万全を期すとともに、出荷者の責任においてその安全性に十分に配慮して下さい。

10. 工芸品等の製造出荷

- (1) 工芸品や民芸品、手芸品を出荷するに際しては、出荷者自らで製作、縫製、加工、製造したものに限り、完成品を仕入れて販売することは認めません。
- (2) 管理に関しては、出荷者自らで配慮して下さい。

11. 損害の補償及び苦情処理

- (1) 商品の撤去、処分、もしくは盗難等、店舗の責に帰することのできない理由により損害が発生した場合、出荷者はその補償を御浜町多目的交流施設に請求することはできません。
- (2) 出荷した商品において、消費者より苦情が発生した場合、その出荷者が全責任（補償責任を含む）をもって対処していただきます。

12. 栽培履歴の提出

野菜と果物は、初出荷の4日前までに農薬等の使用状況を記入した栽培履歴を提出して下さい。

13. 助言、勧告

次の各号に該当する出荷者には、農林水産物直売所から助言・勧告を行います。

- (1) 定められた出荷数量、荷姿、ならびに標準的な販売価格等に従わない者
- (2) 常に売り残り品の数量が多いにも関わらず、改善を講じようとならない者
- (3) 消費者により異物混入・傷み等のクレームがあった者
- (4) 農林水産物直売所の指示に従わず、売場台の陳列について秩序を守らない者

(5) 農林水産物直売所の敷地内で直接販売したもの

1 4. その他

- (1) 売場での立ち話は他の施設利用者の迷惑となるので行わないでください。
- (2) 来店者が気持ちよく買い物ができるよう、出荷者は施設従事者と協力して積極的に清掃等の努めていただきます。

1 5. 出荷者の申込み

農林水産物の出荷を希望する場合は、別紙「御浜町多目的交流施設（農産物直売所）出荷者申込書」を御浜町役場 農林水産課まで提出してください。